

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日の翌日
がとる)

◇告 示 昭和二十五年三月鳥取県告示第百三十八号等の廃止

目 次

健康保険法による保険医療機関の指定
国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の
都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

種畜証明書の交付
新に行なおうとする土地改良事業の認可
道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第百七十七号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十二年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県における津波予報伝達警戒区域（昭和二十五年三月鳥取県告示第百三十八号）

二 鳥取県津波予報伝達実施要領（昭和二十五年四月鳥取県告示第二百十九号）

鳥取県告示第百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採 点 表 用
田 中 医 院	倉吉市上井町 二丁目九ノ二	耳鼻咽喉科、 眼科	田中仁司旗	昭和四十二年 十一月十五日	乙表点数表
江原歯科医院	西伯郡中山町 田中字荒神ノ 上五七〇ノ二	歯 科	江原 恒雄	二十三日	歯科点数表
潮歯科医院 岸本町分院	西伯郡岸本町 番原奈老ノ一	"	潮 陽三	十二月一日	"
フェライト 診療所	鳥取市 岩倉一〇二	小児科、 内科、 日本フェライ 工場 工場長 笠井矩雄	"	"	乙表点数表

鳥取県告示第百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県告示第八百二十二号

海士土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(区画

整理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条
第一項の規定に基づき、昭和四十二年十月九日認可したので、同法同条第

第〇九号	安部	八頭郡家町	と	き	わ	づ	る	岩美郡岩美町 小谷年秋
第〇一〇号	太田	岩美郡岩美町	第	三	は	つ	ね	鳥取市倭文 高田国治
第〇一二号	角田	気高郡気高町	や	ま	し	た	六	鳥取県種畜場鳥取分場 国安 山田辰美
第〇一三号	貞義	岩美郡国府町	た	ま	え	た	六	東伯郡三朝町 長江公夫
第〇一四号	平田	福部村	た	む	ら	ら	六	倉吉市上古川 野見博
第〇一五号	大山	西伯郡岸本町	ひ	で	と	し	六	倉吉市上古川 穴戸忠博
第〇一六号	光	東伯郡関金町	ひ	ろ	ど	み	六	東伯郡東郷町 飛村常藏
第〇一七号	第二大田	倉吉市	と	く	ま	る	六	倉吉市上古川 穴戸忠博
第〇一八号	定	東伯郡東伯町	か	ね	た	た	六	東伯郡東郷町 飛村常藏
第〇一九号	花	気高郡鹿野町	わ	た	な	べ	六	川北庄一
第〇二〇号	政	気高町	ま	さ	こ	六	六	米広豊
第〇二一号	第六十六栄光	西伯郡日吉津村	さ	い	か	六	六	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場
第〇二二号	光	米子市	は	つ	は	な	六	米子市河崎 磯岩邦夫
第〇二三号	潮	倉吉市	ふ	じ	も	り	六	日野郡日南町 藤森寿明

